

2020年4月6日

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う本学学生の行動指針について

中央大学

新型インフルエンザ等対策特別措置法 32 条に基づく新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言（以下、「緊急事態宣言」という）が発令される場合等に備え、中央大学における学生の行動指針を下記のように定めます。本学では、すでに、3月4日以来、「在学生及び新入生のみなさまへ 4月21日（火）までの本学各キャンパスへの来校について（縮小・閉室）」を定めてお知らせしておりますが、その内容については、本行動指針によって改めます。

記

本学学生は、4月7日（火）から21日（火）までの間、本学キャンパス等に立ち入ることとはできません（課外活動も行えません）。

但し、自宅学修のため、自習室等から教材等を持ち帰る場合には、4月7日（火）については、一時入構することができます（緊急事態宣言等にもとづくキャンパス等閉鎖措置が行われる前に対応してください）。

国際教育寮、学友会所属部会が使用する寮等、当該施設の性格から個別の判断が必要な施設については、別途の基準を定めることがあります。

○入構条件について

目的先の事務室の了解を得た場合に限り、必要な範囲で立ち入ることができることとします（例：大学院生が学習指導準備のため、研究室の資料の回収にきた。運動部の学生が部室に必要な備品を取りに来た。図書の返却等）。

○緊急事態宣言への対応について

緊急事態宣言が発令された場合には、理由の如何に関わらず、学生の入構を禁止とする予定です。

以上